

平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年五月二十日

薬師寺みちよ

参議院議長山崎正昭殿



平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問主意書

平成二十八年五月十七日に成立した平成二十八年度一般会計補正予算（第1号）及び平成二十八年度特別会計補正予算（特第1号）は、平成二十八年四月十四日以降発生した熊本県を中心とする一連の地震に關し、歳出面において、当面緊急に必要となる経費の追加を行うこととし、他方、既定経費の減額を行うことにより財源を確保することとするものであつた。

そこで以下質問する。

一 本補正予算の大部分を構成する熊本地震復旧等予備費七千億円について、使用目的を確定させた上で翌年度に繰越すための、行政上の必要な手続きをお示し願いたい。

二 災害直撃による心の問題の発症数は、災害発生後急激に増加したのち比較的すみやかに減少していく一方、災害に起因するP T S D等の精神疾患は災害発生後数ヶ月から数年後に増加してくることが、これまでの研究から明らかになつてゐる。今回の一連の地震以降数年後に増加してくるとみられるP T S D等の精神疾患への対応のために、前記一の手続きを経て本補正予算を翌年度以降に繰越して執行することは可能か。

右質問する。

